証券コード　6378
平成27年６月10日

株　主　各　位

兵庫県尼崎市杭瀬寺島二丁目１番２号
木村化工機株式会社
代表取締役社長　小　林　康　眞

第68期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前９時予定）

２．場　　所　兵庫県尼崎市昭和通二丁目６番68号
尼崎市中小企業センター　ホール（１階）
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kcpc.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告　（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

イ．全般の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の下落や日本銀行の金融政策を背景として企業収益や雇用情勢に改善がみられ、消費者マインドもやや持ち直す等、景気は緩やかながらも回復の様相を帯びてまいりました。

また、当社の業績に影響のある国内向け設備投資につきましては、一部の企業で新規設備投資の動きがありましたが、多くの企業は設備投資に対して慎重な姿勢を維持し、既存設備の維持・更新が中心となりました。

このような状況のもと、連結受注高は245億31百万円（前期比76.5%増）となり、連結売上高は190億36百万円（前期比22.6%増）となりました。

損益面につきましては、営業利益は10億88百万円（前期比82.4%増）、経常利益は11億13百万円（前期比83.8%増）、当期純利益は５億99百万円（前期比98.7%増）となりました。

ロ．事業セグメント別の状況

事業セグメント別の業績は、次のとおりであります。

事業セグメント	売上高（百万円）	構成比（%）	前期比増減（%）	受注高（百万円）	構成比（%）	前期比増減（%）
エンジニアリング事業	6,856	36.0	29.4	12,084	49.3	173.1
化工機事業	7,448	39.1	7.8	7,859	32.0	20.0
エネルギー・環境事業	4,731	24.9	42.4	4,587	18.7	56.9
合計	19,036	100.0	22.6	24,531	100.0	76.5

〔エンジニアリング事業〕

化学機械装置の設計・製作・据付工事を行うエンジニアリング事業につきましては、生産の国内回帰を目指す顧客、原材料価格上昇の影響により高付加価値製品の生産を計画する顧客や収益が改善した顧客への積極的な営業展開を行いました。

その結果、連結受注高は120億84百万円（前期比173.1％増）、連結売上高は68億56百万円（前期比29.4％増）となり、営業利益は１億69百万円（前期は営業損失１億54百万円）となりました。

〔化工機事業〕

化学機械装置の現地工事、各種メンテナンス業務を行う化工機事業につきましては、主として業績が改善しつつある顧客につき、既存設備の維持・更新工事のほか、新商品の生産設備や主力商品の増産工事、安全対策工事の受注により売上増加に注力しました。

その結果、連結受注高は78億59百万円（前期比20.0％増）、連結売上高は74億48百万円（前期比7.8％増）となりましたが、営業利益は２億86百万円（前期比47.6％減）となりました。

〔エネルギー・環境事業〕

原子力を含むエネルギー・環境関連機器の設計・製作・設置工事を行うエネルギー・環境事業につきましては、原子力発電所の再稼働に向けた動き等に進展はみられたものの再稼働の現実化には至らず、主として福島第一原子力発電所の汚染水処理に必要な設備等の受注および売上に注力しました。

その結果、連結受注高は45億87百万円（前期比56.9％増）、連結売上高は47億31百万円（前期比42.4％増）となり、営業利益は６億32百万円（前期比209.9％増）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金により充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区　　分	平成23年度 第65期	平成24年度 第66期	平成25年度 第67期	平成26年度 第68期 (当連結会計年度)
受　注　高（百万円）	18,377	15,094	13,895	24,531
売　上　高（百万円）	16,311	18,426	15,531	19,036
経常利益（百万円）	830	973	605	1,113
当期純利益（百万円）	345	530	301	599
1株当たり当期純利益（円）	16.78	25.79	14.65	29.21
純　資　産（百万円）	6,528	7,091	7,138	7,377
総　資　産（百万円）	18,490	19,690	16,994	21,371
1株当たり純資産額（円）	317.20	344.56	346.84	373.85

（注）　1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢は、継続的な円安傾向や原油価格下落の影響により、企業収益が改善し、個人消費も拡大することにより、景気は次第に持ち直していくことが期待されます。しかし、米国経済は堅調に推移しているものの欧州や中国経済には不安要素があり、また国際情勢の変化も著しい等、海外の状況には留意する必要があります。

このような状況のもと、エンジニアリング事業につきましては、今後も国内外を問わず顧客が計画する新規設備投資案件を受注すべく営業活動を強化してまいります。また、省エネルギーや維持・更新を目的とした設備投資の受注にも積極的に取り組んでまいります。

そのために、若手・中堅社員に対する営業および技術両面の教育研修を充実させ、有能な社員を育成いたします。また、機器およびプラントに関し、設計から製作、据付工事、試運転という一連の業務を一括して受注するため、営業技術一貫体制を強化いたします。

化工機事業につきましては、顧客の工場敷地内で業務を行うメリットを最大限に活かし、顧客のニーズをいち早く把握し、その要望に即応する受注活動に一層注力します。また、顧客からの一括受注を目指すゾーン・メンテナンスの構築、そのメンテナンスエリアの拡大に努めてまいります。

そのために、事業部内での教育体制を強化し、公的資格の取得を支援することにより、技術的、能力的に高い専門性を有した人材を育成いたします。また、顧客との情報交流体制を確立することで顧客の当社への信頼を高め、さらなる受注を獲得することで業績の拡大に努めます。

エネルギー・環境事業につきましては、原子力関係では、再稼働候補の原子力発電所の新規工事、保守・保全業務に関連する周辺装置の製作や関連業務の受注に注力いたします。また、引き続き、福島第一原子力発電所における汚染水対策関連業務での受注を目指してまいります。核燃料サイクル関係では、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（ＭＯＸ燃料）加工工場の既受注業務に関連する業務の受注に努めてまいります。

そのために、長年の原子力事業で培った高品質かつ厳格な管理手法に基づく技術力はもとより、企画力、営業力を強化いたします。

(4) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金（千円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
三原木村工機株式会社	20,000	100.0	化学機械製品の製造、工事

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業セグメント	主　要　製　品　ま　た　は　役　務
エンジニアリング事業	［化学機械装置および据付工事］ 各種真空蒸発装置、各種蒸留装置、真空晶析装置、真空冷却装置、水添装置、排ガス・廃液処理装置、ヌッチェ型完全密閉全自動濾過・乾燥機、溶剤回収装置、環境・資源リサイクル関連装置およびそれら機械装置の据付・設置工事
	［鉄・ステンレス・チタニウム等の加工・工事］ 各種圧力容器（第１種・第２種）、中国向け圧力容器、高圧ガス容器、ステンレス・チタニウム・ニッケル・ハステロイ等特殊金属製化学機器類の製作ならびに据付配管工事、空気・ガスおよび高圧蒸気配管工事
化工機事業	［化学機械装置の各種メンテナンス］ 各種プラント設備・機器類の関連工事（機器製作、据付、配管、電気計装、保温・保冷等）およびメンテナンス（設備保全）
	［各種合成樹脂の加工・ライニング］ ＫＳ樹脂その他各種樹脂ライニング、各種プラスチックパイプ配管エンジニアリング、樹脂二層構造体（キムジット）設計施工
	［鉛製品および工事］ 鉛板および特殊合金鉛板の製造および加工・配管工事、純鉛および特殊鉛合金のホモゲン加工、鉛・硬鉛製品の設計・製作ならびに工事
エネルギー・環境事業	［原子力関連機器等］ ＭＯＸ燃料製造設備、核燃料再処理関連機器、核燃料濃縮関連機器、放射性廃棄物処理装置および放射線遮蔽設備ならびにその他関連機器

(6) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

当社

本　社	（兵庫県尼崎市）		
支　店	東京支店（東京都台東区）		
事業所	茨城事業所（茨城県ひたちなか市）	東海事業所（静岡県駿東郡）	
	中部事業所（愛知県名古屋市）	若狭出張所（福井県敦賀市）	
	東中国事業所（岡山県岡山市）	西中国事業所（山口県周南市）	
	四国事業所（愛媛県伊予郡）	九州事業所（大分県大分市）	
工　場	尼崎工場（兵庫県尼崎市）	静岡工場（静岡県富士市）	
	愛媛工場（愛媛県伊予郡）	大分工場（大分県大分市）	

三原木村工機株式会社

本　社	（広島県三原市）

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
352名	11名減

（注）　使用人数には、パート・アルバイト５名を含んでおります。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
339名	10名減	43.0歳	17.3年

（注）　使用人数には、出向使用人５名およびパート・アルバイト４名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	499
株式会社みずほ銀行	317
株式会社山口銀行	177
株式会社山陰合同銀行	177

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 82,400,000株

② 発行済株式の総数 20,600,000株

③ 株主数 8,189名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
東レ株式会社	997	5.0
木村化工機関連グループ持株会	855	4.3
株式会社奥村組	719	3.6
日本生命保険相互会社	613	3.1
三井住友信託銀行株式会社	600	3.0
キムラ従業員持株会	498	2.5
小林薫	450	2.2
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041	450	2.2
木村孝吉	404	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	353	1.7

（注） 持株比率は自己株式（866,578株）を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

当社は、平成27年２月27日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

イ．取得対象株式の種類	当社普通株式
ロ．取得した株式の総数	846,800株
ハ．取得価額の総額	499,969,800円
ニ．取得した期間	平成27年３月２日～平成27年３月17日

(2) **新株予約権等の状況**（平成27年３月31日現在）

① **当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

氏　　名	地　位　（　担　当　）	重要な兼職の状況
小　林　康　眞	取締役社長（代表取締役）	
森　岡　利　信	常務取締役（化工機事業部長兼業務部門長兼エンジニアリング事業部管掌）	
谷　本　周　平	常務取締役（管理部門長兼エネルギー・環境事業部管掌、秘書室担当、安全衛生管理室担当）	
小　舟　博　文	取締役（製造部門長兼尼崎工場長兼製造部長、安全衛生強化担当）	
福　田　正　行	取締役（企画室長、品質保証部担当）	
矢　野　謙　介	取締役（エンジニアリング事業部長、開発部担当）	
梅　澤　　茂	取締役（法務室長、内部統制担当）	
天　野　次　郎	取締役（エネルギー・環境事業部長兼統括技術部長、東京支店担当）	
山　﨑　幹　男	取締役	
喜　多　芳　文	常勤監査役	
田　中　圭　子	監査役	田中圭子税理士事務所所長
淺　田　敏　一	監査役	弁護士法人淺田法律事務所所長、髙木証券株式会社社外取締役

（注）１．取締役山﨑幹男氏は、社外取締役であります。
２．監査役田中圭子氏および監査役淺田敏一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役喜多芳文氏および監査役田中圭子氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・　常勤監査役喜多芳文氏は、長年にわたり当社経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・　監査役田中圭子氏は、税理士の資格を有しております。

4．当社は、取締役山﨑幹男氏、監査役田中圭子氏および監査役淺田敏一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②　取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	9 (1)	143 (5)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	22 (6)
合計 （うち社外役員）	12 (3)	166 (11)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役および監査役の報酬等の限度額は、平成20年６月27日開催の第61期定時株主総会決議において、取締役は年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役は年額36百万円以内と定められております。

3．上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額９百万円および役員退職慰労引当金の繰入額21百万円が含まれております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・　監査役田中圭子氏は、田中圭子税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・　監査役淺田敏一氏は、弁護士法人淺田法律事務所所長および髙木証券株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．会社または会社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・ 取締役会および監査役会への出席状況

区　　分	氏　　名	取締役会（12回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取 締 役	山 﨑 幹 男	12	100.0	―	―
監 査 役	田 中 圭 子	12	100.0	12	100.0
監 査 役	淺 田 敏 一	12	100.0	12	100.0

・ 発言状況

取締役山﨑幹男氏は、警察出身者として危機管理や反社会的勢力との関係遮断等を含む組織運営に関する高い見識と豊富な経験から、取締役会において、コーポレート・ガバナンスを充実させるために必要な発言を行っております。

監査役田中圭子氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、財務報告の適正性を確保するために必要な発言を行っております。

監査役淺田敏一氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、コンプライアンス経営を強化するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査役監査の客観性・中立性を確保するために必要な発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項ならびに定款第28条および同第37条に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項第１号に定める金額に限定する旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　ひびき監査法人

（注）　大阪監査法人は、平成26年７月１日付で新橋監査法人およびペガサス監査法人と合併し、ひびき監査法人に名称変更いたしました。

② 報 酬 等 の 額

区　　分	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

（注）　当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行がある等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、そのほか会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

（注）　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月27日開催の当社監査役会の決議により内容を改定しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社取締役および使用人は、当社行動指針に基づき、社会人として、企業人として当然に求められる倫理観、価値観に基づいて行動することを基本とする。

ロ．取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ部門内の指導を徹底することを第一の責務と認識する。併せて、毎月２回の経営会議には取締役のほか常勤監査役が、毎月１回の取締役会には、さらに２名の社外監査役も出席して、代表取締役以下各取締役の業務執行状況、リスク管理の状況、法令・社内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効性を確認する。

ハ．社内コンプライアンス体制をさらに有効、強固なものとするために、法務室担当取締役を委員長とし、委員長が選任する委員から成るコンプライアンス委員会の活動を継続する。代表取締役以下、全取締役がこの活動を支持し、協力して社内を指導することによって法令順守の企業風土を確固たるものとする。

ニ．業務監査室は代表取締役社長直轄の組織として、社長の指示に基づき、社内の全部署、全業務について内部監査を行う。

ホ．法令順守上、疑義のある行為については、取締役および使用人が特定の社内または社外の機関に相談・通報できる制度を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。

② 財務報告の適正性を確保する体制

イ．取締役および使用人は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を順守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。

ロ．取締役および使用人は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを識別・分析し、低減させるための適切な体制の運用・整備・改善を行うとともに、各事業年度において財務報告の適正性を確保する体制を評価し、その結果を報告する。

③　反社会的勢力との関係を遮断するための体制

イ．取締役および使用人は、「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」および同基本方針に基づき制定された「反社会的勢力による被害防止規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。

ロ．取締役および使用人は、「反社会的勢力による被害防止規程」所定の業務を誠実に遂行し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の円滑な運用を確保する。

ハ．業務監査室は、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の運用を監査する。

④　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．各種、業務情報の取扱と管理については、取締役および使用人が「情報セキュリティ規程」、「文書管理規程」に基づいた運営を行うことを基本とする。

ロ．特に取締役として管理または共有すべき重要な経営情報に関しては、「文書管理システム」における「取締役専用ファイル」を活用した運用によって安全性、有効性を確保する。

ハ．個人情報の管理については、「個人情報の保護方針」に準拠し、関連規程を整備する。

ニ．取締役および使用人の情報管理の状況については、情報システム部担当取締役を委員長とし委員長が選任する委員から成る情報セキュリティ委員会にて検証し、必要に応じて改善提案を行う。

⑤　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．重要な経営課題については、取締役会規則、経営会議規程、ならびに決裁権限規程に則し、洩れなく取締役会、経営会議に上程して、その合理性、およびリスクの予測と対応策を審議する。

ロ．営業案件、開発案件等については、リスク抑制のため、決裁者は決裁権限規程に従って可能な限り、関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。また、決裁案件が「経営リスク項目」に関係する場合は、より厳しい基準の決裁権限規程を適用する。

ハ．日常業務で発生し得るリスクを回避、もしくは最小限度に抑える対策の１つとして、業務遂行関係規程のさらなる充実を図る。

⑥　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会（月１回）、経営会議（月２回）を開催して各取締役の担当業務に関する報告と審議を行う。

ロ．別途、社長以下、各担当取締役も出席する定例の営業会議、プロジェクト会議、研究開発会議、品質管理会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。

ハ．決裁権限規程上、可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。

⑦　当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑦－１　子会社の取締役、業務を執行する使用人（取締役等）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．子会社において重要な事象が生じた場合には、その取締役等から当社の担当取締役に直ちに報告させる。

ロ．毎月、子会社の重要な業務執行に関し担当取締役に報告させる。

⑦－２　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営に係るリスクに関し、当社の取締役会において、担当取締役から報告する。

⑦－３　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．事業年度ごとに、子会社の経営目標および予算配分等につき、当社の担当取締役と当該子会社の取締役が協議し決定する。

ロ．当社の職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を子会社において構築させる。

⑦－４　子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社と子会社から成る当社企業集団がグループ全体としても適正に業務を行うために、当社の取締役または使用人が子会社の取締役を兼務して監督し、親会社の取締役会、経営会議にて毎月の業務状況を報告・審議する。

ロ．当社の業務遂行関係規程、インサイダー取引防止に関する規則、その他の規程等、内部統制の体制はほぼ同様の内容で子会社にも適用する。

ハ．会計監査人および当社業務監査室は子会社も監査対象として、その会計処理状況、その他法令・社内諸規則の順守状況、リスク管理の状況等を検証する。

ニ．子会社の取締役および使用人のための内部通報窓口を設置する。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人（補助使用人）に関する事項

⑧－１　補助使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項

監査役より補助使用人の要請があった場合は、取締役会で検討したうえで配置する。

⑧－２　補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人は当然に取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

⑨　補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨の規程を制定する。

⑩　監査役への報告に関する体制

⑩－１　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

イ．各種の経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況については、監査役も出席する毎月の取締役会、経営会議にて各担当取締役より報告を行う。

ロ．主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査役は、随時、関係書類の閲覧と報告を受けることができることとする。

ハ．当社経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、取締役の職務遂行に関して不正行為、重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、担当取締役より監査役あて報告を行う。

⑩－２　子会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

イ．子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項につき報告を求められたときは、速やかに対応する。

ロ．子会社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等を発見した場合には、当社の監査役に報告することができる。

⑪　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

イ．監査役に報告を行った取締役、監査役および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社および子会社の取締役、監査役および使用人に周知する。

ロ．通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱を禁止する旨を規程に明記する。

⑫　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ．監査役から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

ロ．監査役会が外部専門家を独自に利用した場合には、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

ハ．監査役の職務の執行に関して生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑬　その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役は、法令・定款、ならびに当社の「監査役会規則」、「監査役監査基準」に定める監査役の職責と権限をよく理解し、同時に監査役監査の重要性を十分認識したうえで監査役監査が有効に行われるための環境整備を行う。

ロ．監査役は必要に応じ、業務監査室、企画室、法務室、総務部、経理部、情報システム部ほか、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。

ハ．監査役は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他、社外の専門家に随時、相談できるものとする。

（注）　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月27日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、⑦当社グループの業務の適正を確保するための体制および⑩監査に関する体制等について法令の改正に合わせて変更したものであります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業に経営資源を投資することにより、持続的な成長および企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、当期の業績に鑑み、平成27年５月14日開催の取締役会におきまして、上記基本方針に基づき、普通配当５円に２円を加えた１株につき７円とし、支払開始日を平成27年６月11日とさせていただく旨、決議いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容（概要）

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合プラントエンジニアリング会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、(1)90年にわたる豊富な知見と実績、および高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤、(2)わが国の多岐にわたる産業分野における多くの著名企業等を取引先とする顧客・営業基盤、(3)開発・技術基盤、顧客・営業基盤、品質管理を機能別に維持・拡充していく業務遂行の組織基盤を基軸とした、中長期的な視野を持った経営的な取組み、が必要不可欠であると考えております。当社の財務および事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わるすべてのステークホルダーの利益が害される可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

② 基本方針実現のための取組み

イ．基本方針の実現に資する特別な取組み（概要）

当社は、エンジニアリング事業、化工機事業、エネルギー・環境事業の３事業の全部門において、従来品の品質改良、価格競争力の向上、環境問題への対応、新製品の開発を進め、国内および海外市場において、安定的な受注高・売上高を確保するとともに、顧客信頼基盤の向上と財務体質強化を、引き続き、推進してまいります。

その基本方針につきましては、次のとおり規定しております。

１）当社の企業価値の源泉である開発・技術、顧客・営業、組織の各基盤のあるべき姿を考慮のうえ行動し、当社経営内容の充実化を図り、活力と実行力のあるエンジニアリングメーカーを目指す。

２）当社の得意とする技術分野において、さらに磨きをかけ、他の追随を許さないOnly One企業を目指す。

この基本方針に基づく重点課題は、(a) 既存各営業品目に関し、営業活動および体制強化の推進、(b) 成長分野、高付加価値製品分野への技術・営業開発、(c) 技術革新と独自商品開発、(d) コストダウンとミス・クレームの撲滅、(e) 品質、納期、安全の維持・向上であり、全社一丸となって取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させ、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、迅速・正確かつ透明・適正な経営の実現に努めております。そのための監督・監査機能として、社外取締役１名および社外監査役２名を選任し、すべての社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定して、同取引所に届け出ていること、取締役の経営責任を明確にするためその任期を１年としていること、経営の効率化・意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入していること等が挙げられます。

ロ．基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み（概要）

当社は、平成26年５月28日開催の当社取締役会において、①で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）として継続することを決議し、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたり、所定のルールに従うことを要請するとともに、かかるルールに従わない大規模買付行為が行われる場合や、かかるルールに従った場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、かかる大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。対抗措置の具体的内容としては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しないため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。

本対応方針の有効期間は、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会における決議の時から、本定時株主総会後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

③　具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

②イに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、②イに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、②ロに記載した本対応方針も、②ロに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）　事業報告に記載の金額、持株数および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて、その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して表記しております。

連結貸借対照表（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,603**	**流動負債**	**10,047**
現金及び預金	4,151	支払手形及び買掛金	6,560
受取手形及び売掛金	8,832	短期借入金	546
仕掛品	998	未払法人税等	672
原材料	23	前受金	1,200
繰延税金資産	235	賞与引当金	359
その他	381	役員賞与引当金	16
貸倒引当金	△ 19	完成工事補償引当金	108
		リース債務	8
		その他	574
固定資産	**6,768**	**固定負債**	**3,946**
有形固定資産	**5,079**	長期借入金	1,121
建物及び構築物	1,234	退職給付に係る負債	1,551
機械装置及び運搬具	125	役員退職慰労引当金	177
工具器具備品	38	資産除去債務	63
土地	3,664	リース債務	10
リース資産	16	再評価に係る繰延税金負債	1,023
建設仮勘定	0	**負債合計**	**13,994**
無形固定資産	**33**	**株主資本**	**5,013**
投資その他の資産	**1,654**	**資本金**	**1,030**
投資有価証券	997	**資本剰余金**	**103**
繰延税金資産	613	**利益剰余金**	**4,386**
その他	49	**自己株式**	**△ 505**
貸倒引当金	△ 5	**その他の包括利益累計額**	**2,363**
		その他有価証券評価差額金	295
		土地再評価差額金	2,147
		退職給付に係る調整累計額	△ 79
		純資産合計	**7,377**
資産合計	**21,371**	**負債及び純資産合計**	**21,371**

連結損益計算書 （平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		19,036
売上原価		16,082
売上総利益		2,954
販売費及び一般管理費		1,865
営業利益		1,088
営業外収益		
受取利息及び配当金	21	
雑収入	36	58
営業外費用		
支払利息	12	
固定資産除却損	1	
雑支出	19	33
経常利益		1,113
特別利益		
投資有価証券売却益	41	41
税金等調整前当期純利益		1,154
法人税、住民税及び事業税	773	
法人税等調整額	△ 218	555
少数株主損益調整前当期純利益		599
少数株主利益		－
当期純利益		599

連結株主資本等変動計算書 （平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　期首残高	1,030	103	3,996	△ 5	5,123
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△ 64	—	△ 64
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,030	103	3,931	△ 5	5,058
当期変動額					
剰余金の配当			△144		△144
当期純利益			599		599
自己株式の取得				△499	△499
株主資本以外の項目の変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	455	△499	△ 44
平成27年３月31日　期末残高	1,030	103	4,386	△505	5,013

項目	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日　期首残高	176	—	2,041	△203	2,014	7,138
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△ 64
会計方針の変更を反映した当期首残高	176	—	2,041	△203	2,014	7,073
当期変動額						
剰余金の配当					—	△144
当期純利益					—	599
自己株式の取得					—	△499
株主資本以外の項目の変動額(純額)	118	—	106	123	349	349
当期変動額合計	118	—	106	123	349	304
平成27年３月31日　期末残高	295	—	2,147	△ 79	2,363	7,377

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　１社
　　連結子会社の名称　　三原木村工機株式会社

(2) 非連結子会社の状況
　　非連結子会社の名称　　株式会社サモンド・サービス、フォレコ株式会社
　　（連結の範囲から除いた理由）
　　非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（株式会社サモンド・サービス、フォレコ株式会社）及び関連会社（煙台万華木村化工機械有限公司、富山ＢＤＦ株式会社）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結会計年度末日と同一であります。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品　…個別法

原材料　…先入先出法

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　15～50年

機械装置及び工具器具備品　５～８年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③　役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④　工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当連結会計年度において当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、当連結会計年度以降の損失見積額を計上しております。

⑤　完成工事補償引当金

完成工事に係る無償で行う補修費用に備えるため、当連結会計年度末以前の引渡工事について、過去の実績率に基づく補償見込額のほか、当該損失を合理的に見積もることが可能な特定個別工事に対しては、将来の補償見込額を計上しております。

⑥　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（2,544百万円）は、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をその発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、連結子会社は中小企業退職金共済制度に加入しております。

③　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について退職給付の見込支払日までの平均期間とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が100百万円増加し、利益剰余金が64百万円減少しております。

また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ０百万円増加しております。

（追加情報）

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは、33.0%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が80百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が89百万円、その他有価証券評価差額金が12百万円、退職給付に係る調整累計額が３百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が106百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

（連結貸借対照表関係に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	3,372百万円
２．非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。	
投資有価証券（株式）	24百万円
３．担保資産及び担保付債務	
（担保に供している資産）	
土地	2,793百万円
建物及び構築物	1,058百万円
機械装置	85百万円
工具器具備品	18百万円
計	3,956百万円
（担保付債務）	
短期借入金	－百万円
長期借入金（「一年以内に返済予定の長期借入金」を含む）	817百万円
計	817百万円

４．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額によっております。

・再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　1,658百万円

５．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,750百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	4,750百万円

（連結損益計算書関係に関する注記）

一般管理費に含まれる研究開発費　　34百万円

なお、当期総製造費用に含まれるものはありません。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　20,600,000株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年５月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	144	7.00	平成26年３月31日	平成26年６月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの。

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	138	7.00	平成27年３月31日	平成27年６月11日

（金融商品の状況に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、外貨建債務の為替変動リスクを回避すること、また、金融負債に係る金利変動リスクを回避することを目的として実施するものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほぼ全てが４ヶ月以内の支払期日であります。

なお、一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

また、これら営業債務、借入金等の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブ取引は決裁権限規程に従い行うこととしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	4,151	4,151	－
② 受取手形及び売掛金	8,832	8,832	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	963	963	－
資産計	13,947	13,947	－
① 支払手形及び買掛金	(6,560)	(6,560)	－
② 短期借入金	(－)	(－)	－
③ 長期借入金	(1,667)	(1,669)	2
負債計	(8,228)	(8,230)	2
デリバティブ取引	－	－	－

注１．負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

２．１年以内に返済予定の長期借入金546百万円は長期借入金に含めております。

３．非上場株式（連結貸借対照表計上額33百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

４．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

①　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②　受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

③　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

①　支払手形及び買掛金、並びに　②　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買替金と一体として処理しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	373円85銭
２．１株当たり当期純利益	29円21銭

貸借対照表（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,493**	**流動負債**	**10,277**
現金及び預金	4,130	支払手形	4,174
受取手形	1,785	買掛金	2,668
売掛金	7,046	一年以内に返済予定の長期借入金	546
仕掛品	914	未払金	234
原材料	23	未払法人税等	652
前渡金	287	未払費用	230
前払費用	57	前受金	1,200
繰延税金資産	230	賞与引当金	352
その他	36	役員賞与引当金	9
貸倒引当金	△ 19	完成工事補償引当金	108
		設備関係支払手形	49
固定資産	**6,640**	リース債務	8
有形固定資産	**4,984**	その他	41
建物	1,139	**固定負債**	**3,796**
構築物	63	長期借入金	1,121
機械装置	118	退職給付引当金	1,435
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	143
工具器具備品	33	資産除去債務	63
土地	3,612	リース債務	10
リース資産	16	再評価に係る繰延税金負債	1,023
建設仮勘定	0	**負債合計**	**14,074**
		株主資本	**4,617**
無形固定資産	**33**	**資本金**	**1,030**
電話加入権	13	**資本剰余金**	**103**
ソフトウェア	18	資本準備金	103
リース資産	1	**利益剰余金**	**3,990**
		利益準備金	154
投資その他の資産	**1,622**	その他利益剰余金	3,835
投資有価証券	970	固定資産圧縮積立金	8
関係会社株式	44	繰越利益剰余金	3,827
繰延税金資産	564	**自己株式**	**△ 505**
その他	48	**評価・換算差額等**	**2,442**
貸倒引当金	△ 5	その他有価証券評価差額金	294
		土地再評価差額金	2,147
資産合計	**21,133**	**純資産合計**	**7,059**
		負債及び純資産合計	**21,133**

損　益　計　算　書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		**19,036**
売上原価		**16,234**
売上総利益		**2,801**
販売費及び一般管理費		1,810
営業利益		**990**
営業外収益		
受取利息及び配当金	35	
雑収入	42	78
営業外費用		
支払利息	12	
固定資産除却損	0	
雑支出	19	32
経常利益		**1,036**
特別利益		
投資有価証券売却益	41	41
税引前当期純利益		**1,077**
法人税、住民税及び事業税	736	
法人税等調整額	△ 218	518
当期純利益		**559**

株主資本等変動計算書 (平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日　期首残高	1,030	103	154	10	3,474	3,639	△ 5	4,767
会計方針の変更による累積的影響額					△ 64	△ 64		△ 64
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,030	103	154	10	3,409	3,574	△ 5	4,702
当期変動額								
剰余金の配当					△144	△144		△144
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 3	3	—		—
税率変更による積立金の調整額				0	△ 0	—		—
当期純利益					559	559		559
自己株式の取得						—	△499	△499
株主資本以外の項目の変動額(純額)						—		—
当期変動額合計	—	—	—	△ 2	417	415	△499	△ 84
平成27年３月31日　期末残高	1,030	103	154	8	3,827	3,990	△505	4,617

項目	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　期首残高	175	—	2,041	2,217	6,984
会計方針の変更による累積的影響額					△ 64
会計方針の変更を反映した当期首残高	175	—	2,041	2,217	6,919
当期変動額					
剰余金の配当				—	△144
固定資産圧縮積立金の取崩				—	—
税率変更による積立金の調整額				—	—
当期純利益				—	559
自己株式の取得				—	△499
株主資本以外の項目の変動額(純額)	118	—	106	224	224
当期変動額合計	118	—	106	224	140
平成27年３月31日　期末残高	294	—	2,147	2,442	7,059

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 仕掛品　…個別法

② 原材料　…先入先出法

(4) デリバティブ

時価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度において当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、当事業年度以降の損失見積額を計上しております。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る無償で行う補修費用に備えるため、当事業年度末以前の引渡工事について、過去の実績率に基づく補償見込額のほか、当該損失を合理的に見積もることが可能な特定個別工事に対しては、将来の補償見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（2,544百万円）は、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をその発生した事業年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

6．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について退職給付の見込支払日までの平均期間とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が100百万円増加し、繰越利益剰余金が64百万円減少しております。

また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ０百万円増加しております。

（追加情報）

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が76百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が89百万円、その他有価証券評価差額金が12百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が106百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	3,298百万円
２．担保資産及び担保付債務	
（担保に供している資産）	
土地	2,793百万円
建物及び構築物	1,058百万円
機械装置	85百万円
工具器具備品	18百万円
計	3,956百万円
（担保付債務）	
短期借入金	－百万円
長期借入金（「一年以内に返済予定の長期借入金」を含む）	817百万円
計	817百万円
３．関係会社に対する金銭債権・債務	
(1) 短期金銭債権	100百万円
(2) 短期金銭債務	591百万円

４．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額によっております。

・再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　1,658百万円

５．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,750百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	4,750百万円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引高

売上高	148百万円
仕入高	1,304百万円
営業取引以外の取引高	6百万円

２．一般管理費に含まれる研究開発費　　34百万円

なお、当期総製造費用に含まれるものはありません。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び数に関する事項

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	866,578株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三原木村工機株式会社	所有 直接100.0%	建設工事等の外注委託	建設工事及び保守	1,237百万円	支払手形	144百万円
						買掛金	421百万円

（注）１．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．各取引の取引条件については、当社受注金額に基づき、両社の合意に基づいて決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　357円74銭

２．１株当たり当期純利益　27円26銭

（注）　連結計算書類および計算書類に記載の数値は、表示単位未満を切り捨てて表記しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

木 村 化 工 機 株 式 会 社
　取締役会　御中

ひ び き 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　前　田　雅　行　㊞

業務執行社員　公認会計士　富　田　雅　彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、木村化工機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、木村化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

木 村 化 工 機 株 式 会 社
　取締役会　御中

ひ び き 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　前　田　雅　行　㊞

業務執行社員　公認会計士　富　田　雅　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、木村化工機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「ひびき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「ひびき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

木村化工機株式会社　監査役会

常勤監査役　喜多芳文　㊞

社外監査役　田中圭子　㊞

社外監査役　淺田敏一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小林康眞（こばやしやすまさ） (昭和21年６月20日生)	昭和47年３月　当社入社 平成12年６月　当社取締役 平成15年６月　当社常務取締役 平成18年６月　当社専務取締役 平成19年６月　当社代表取締役社長(現任) 平成24年５月　尼崎経営者協会会長(現任)	164,550株
2	森岡利信（もりおかとしのぶ） (昭和23年９月13日生)	昭和46年３月　当社入社 平成17年６月　当社取締役 平成22年６月　当社常務取締役 平成26年２月　当社常務取締役化工機事業部長兼業務部門長兼エンジニアリング事業部管掌（現任）	22,200株
3	谷本周平（たにもとしゅうへい） (昭和25年５月７日生)	昭和48年４月　住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 平成14年６月　株式会社総合ビルマネジメント取締役 平成15年６月　アーバンサービス株式会社代表取締役 平成18年７月　当社入社 平成19年６月　当社取締役 平成22年６月　当社常務取締役 平成25年10月　当社常務取締役管理部門長兼エネルギー・環境事業部管掌、秘書室担当、安全衛生管理室担当（現任）	21,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	小舟博文（こふねひろふみ） （昭和24年11月25日生）	昭和47年３月　当社入社 平成20年６月　当社取締役 平成26年２月　当社取締役製造部門長兼尼崎工場長兼製造部長、安全衛生強化担当（現任）	31,600株
5	福田正行（ふくだまさゆき） （昭和25年６月12日生）	昭和49年３月　当社入社 平成20年６月　当社取締役 平成26年２月　当社取締役企画室長、品質保証部担当（現任）	19,500株
6	矢野謙介（やのけんすけ） （昭和26年４月４日生）	昭和49年３月　当社入社 平成21年６月　当社取締役 平成26年４月　当社取締役エンジニアリング事業部長、開発部担当（現任）	16,000株
7	梅澤茂（うめざわしげる） （昭和25年９月17日生）	昭和50年４月　住友電気工業株式会社入社 平成22年９月　当社入社 平成23年６月　当社取締役法務室長、内部統制担当（現任）	14,500株
8	天野次郎（あまのじろう） （昭和32年８月７日生）	昭和55年10月　当社入社 平成25年６月　当社取締役エネルギー・環境事業部長兼統括技術部長、東京支店担当（現任）	9,438株
9	山崎幹男（やまさきみきお） （昭和23年７月22日生）	昭和42年４月　兵庫県警察入庁 平成17年３月　兵庫県警察警視 平成20年11月　当社顧問 平成21年４月　公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター講師（現任） 平成22年６月　当社取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
＊10	伊藤哲夫（いとうてつお） (昭和23年10月30日生)	平成14年４月　学校法人近畿大学 原子力研究所教授 平成17年４月　株式会社ア・アトムテクノル近大代表取締役社長（現任） 平成18年４月　学校法人近畿大学 原子力研究所所長（現任） 平成22年６月　一般社団法人原子力学会理事兼関西支部長 平成27年４月　学校法人近畿大学 原子力研究所特任教授（現任）	－

（注）１．＊印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．山﨑幹男氏および伊藤哲夫氏は、社外取締役候補者であります。
４．（１）山﨑幹男氏を社外取締役候補者とした理由は、警察出身者として危機管理や反社会的勢力との関係遮断等を含む組織運営に関する豊富な実績と見識を有し、それらを当社経営に反映していただくとともに、経営の監督機能の一層の強化を図るためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
（２）伊藤哲夫氏を社外取締役候補者とした理由は、研究者としての専門知識と経営者としての豊富な経験を有し、それらの経験および見識に基づき社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
５．山﨑幹男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
６．当社は、山﨑幹男氏との間で会社法第427条第１項および定款第28条に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項第１号に定める金額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、伊藤哲夫氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7．当社は、山﨑幹男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、伊藤哲夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役　喜多芳文氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
喜多芳文（きたよしふみ） （昭和26年10月10日生）	昭和50年４月　当社入社 平成19年６月　当社経理部長 平成23年６月　当社常勤監査役（現任）	7,400株

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

所在地　兵庫県尼崎市昭和通二丁目６番68号
会　場　尼崎市中小企業センター　ホール（１階）
☎　(06) 6488-9501

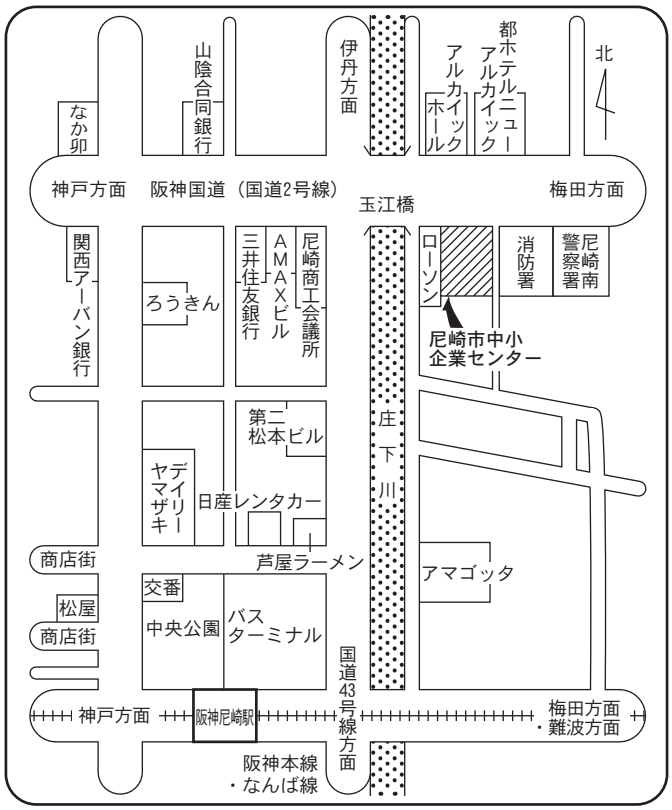

〈交通〉阪神尼崎駅から徒歩約５分（北東へ約400m）